

地方公務員災害補償制度の概要について

地方公務員が公務や通勤により被災し、公務災害又は通勤災害として認定された時には、地方公務員災害補償基金から補償を受けることができます。

【公務災害】

地方公務員が業務中に負傷した場合や、業務が有力な原因で病気になった場合には、公務災害になります。

ただし、職員の故意、私的行動や素因・基礎疾患、あるいは天災地変、私的怨恨などにより発生した災害は、公務災害になりません。

【通勤災害】

住居と通勤場所との間を合理的な経路・方法により通勤しているときに発生した災害は、通勤災害になります。

ただし、特別な場合を除き、経路を逸脱し又は通勤を中断した後に発生した災害については、通勤災害になりません。

【補償の内容】

被災職員が被った身体的被害（負傷・疾病・障害・死亡）について補償を行います。物的損害や精神的損害（慰謝料）は、補償の対象になりません。

- (1) 療養補償
病院での治療費や入院費、認定請求のための診断書料などが支給されます。
- (2) 休業補償
療養のため勤務ができず、給与が支給されない場合に支給されます。
- (3) 傷病補償年金
災害発生から1年6か月経過しても療養が続き、傷病等級に該当する者に支給されます。
- (4) 介護補償
重度被災職員の介護に要した費用（上限あり。家族介護の場合は一定額）が支給されます。
- (5) 障害補償
障害を残して治ゆ（症状固定）した場合に、障害等級に応じて年金又は一時金が支給されます。
- (6) 遺族補償
公務（通勤）災害により死亡した職員の遺族に、年金又は一時金が支給されます。
- (7) 葬祭補償
公務（通勤）災害により死亡した職員の葬儀を行う者に対して支給されます。
- (8) 福祉事業
上記の補償に加えて、補装具、リハビリテーションなど、被災職員の社会復帰を促進し、遺族等の生活安定を図るための給付が行われます。